平成２９年（フ）第５６９号
北九州市八幡西区陣山１丁目４番35号（203）
債務者　井上　正敬
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５９５号
北九州市小倉南区朽網西４丁目20番６－204号
債務者　荒金　一美
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７１号
福岡県豊前市大字吉木772番地１　エルパティオ吉木203号
債務者　池田　英明
1　決定年月日時　平成29年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第１２５８号
埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮401番地10
債務者　平良　　功
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２９号
さいたま市南区四谷１丁目２番30号　ダイアパレス武蔵浦和504
債務者　松山八重子こと関八重子こと　君島八重子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５７２号
埼玉県川越市大字鯨井1115番地21
債務者　宮島　潤也
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５０号
山口県山陽小野田市須恵１丁目14番25号（須恵ハイツＡ棟203号）、従前の住所山口県山陽小野田市中央２丁目２番31号
債務者　石津　系互
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２７６号
静岡県伊豆の国市古奈203番地の１　長岡アパートメントハウスⅡ　203号、前住所静岡県島田市井口44番地の５　エクセレントジュリカ303号室
債務者　鈴木紗弥香
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３４２号
静岡県三島市富士見台９番地の６
債務者　伊藤　　忠
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３５０号
静岡県三島市長伏73番地の６　プリエム下山102、前住所静岡県伊豆の国市四日町456番地の１
債務者　樽林　翔太
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
長崎県大村市陰平町52番地４
債務者　山口カツヨ
1　決定年月日時　平成29年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
島根県出雲市枝大津町17番地３　杉原アパート７
債務者　船越　雅幸
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時50分
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第７６８６号
東京都府中市緑町３丁目30－１－202
債務者　川尻昌次郎
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６８９号
東京都西東京市向台町６丁目12－13　第８正栄ハイツＢ棟101
債務者　川田　雅之
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７０８号
東京都港区白金台２丁目６－10－1101
債務者　美濃部里美
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７１７号
東京都江東区森下５丁目14－16－301
債務者　藤井　雄次
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７７１９号
東京都世田谷区鎌田１丁目12－15
債務者　秋山あや子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部